

差別のない社会の実現に向けて ～同和問題の解決をめざして～



和歌山県企画部人権局

同和問題(部落差別)とは

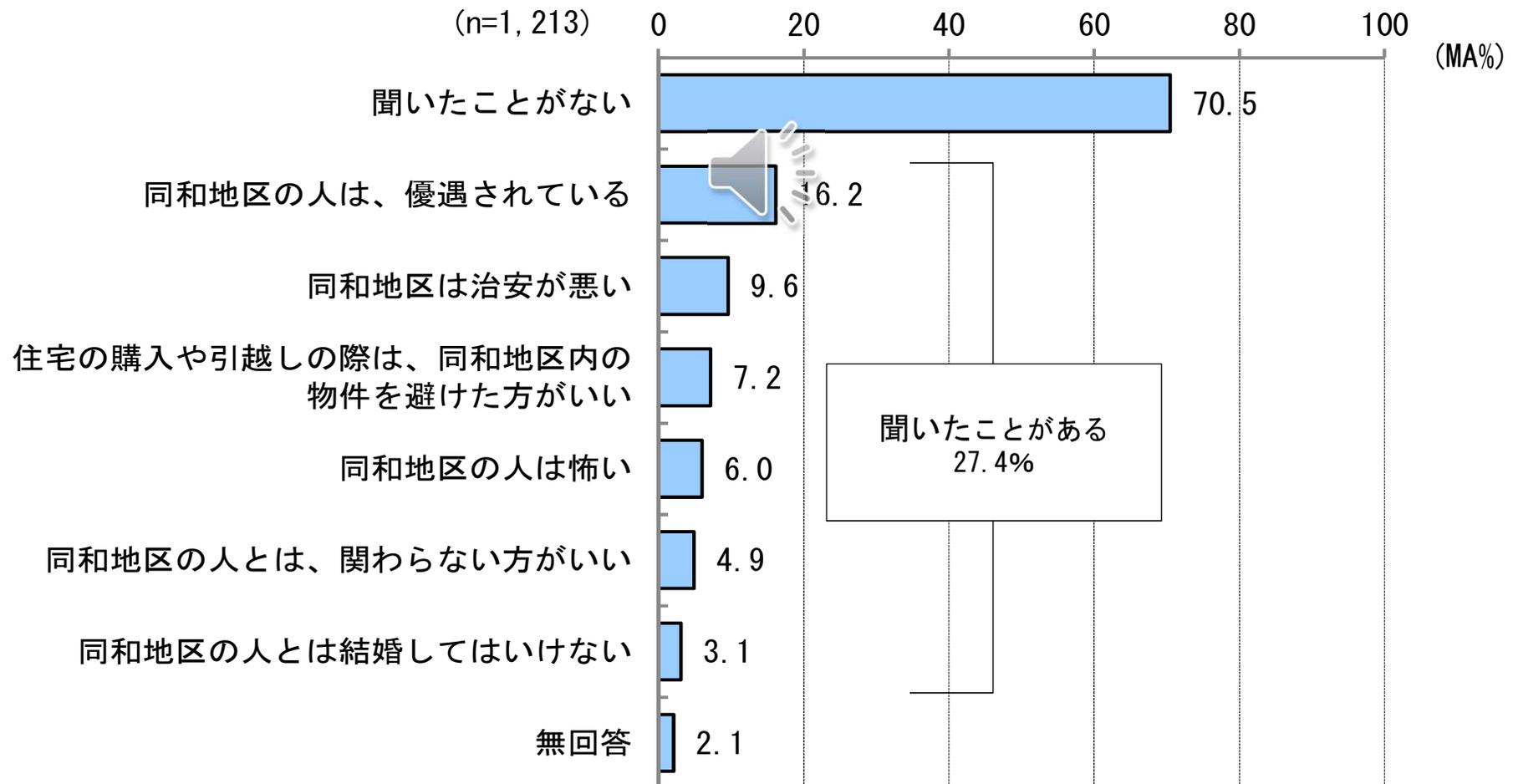
同和地区と呼ばれる地域の出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚を反対されたり、就職や日常生活において差別を受けるという人権問題です。

同和問題（部落差別）の現状

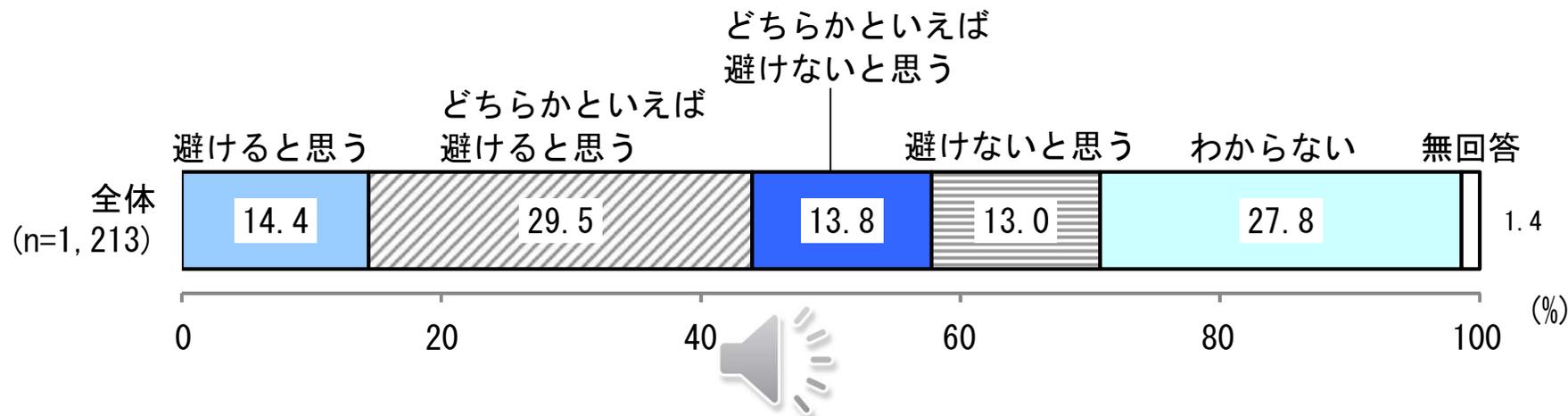
●令和4年度 同和問題に関する県民意識調査

Q あなたは、この5年間くらいの中に、同和問題（部落差別）に関して次のような発言を直接聞いたことがありますか、（〇はいくつでも）

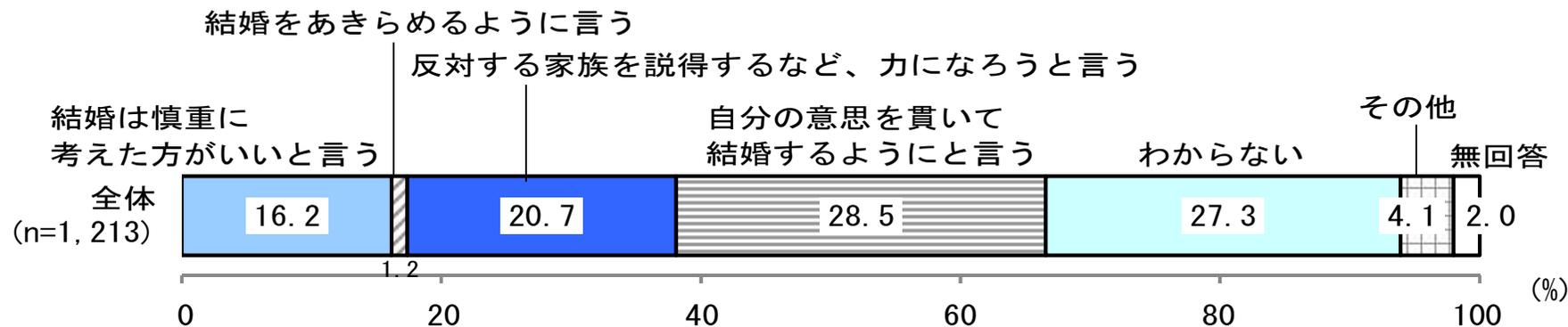
※SNSやブログ等を含むインターネット上の書き込みは除く。



Q 引っ越しなどにあたって、新たに住まいを選ぶ際に、物件が同和地区にある場合、あなたはどうされますか。

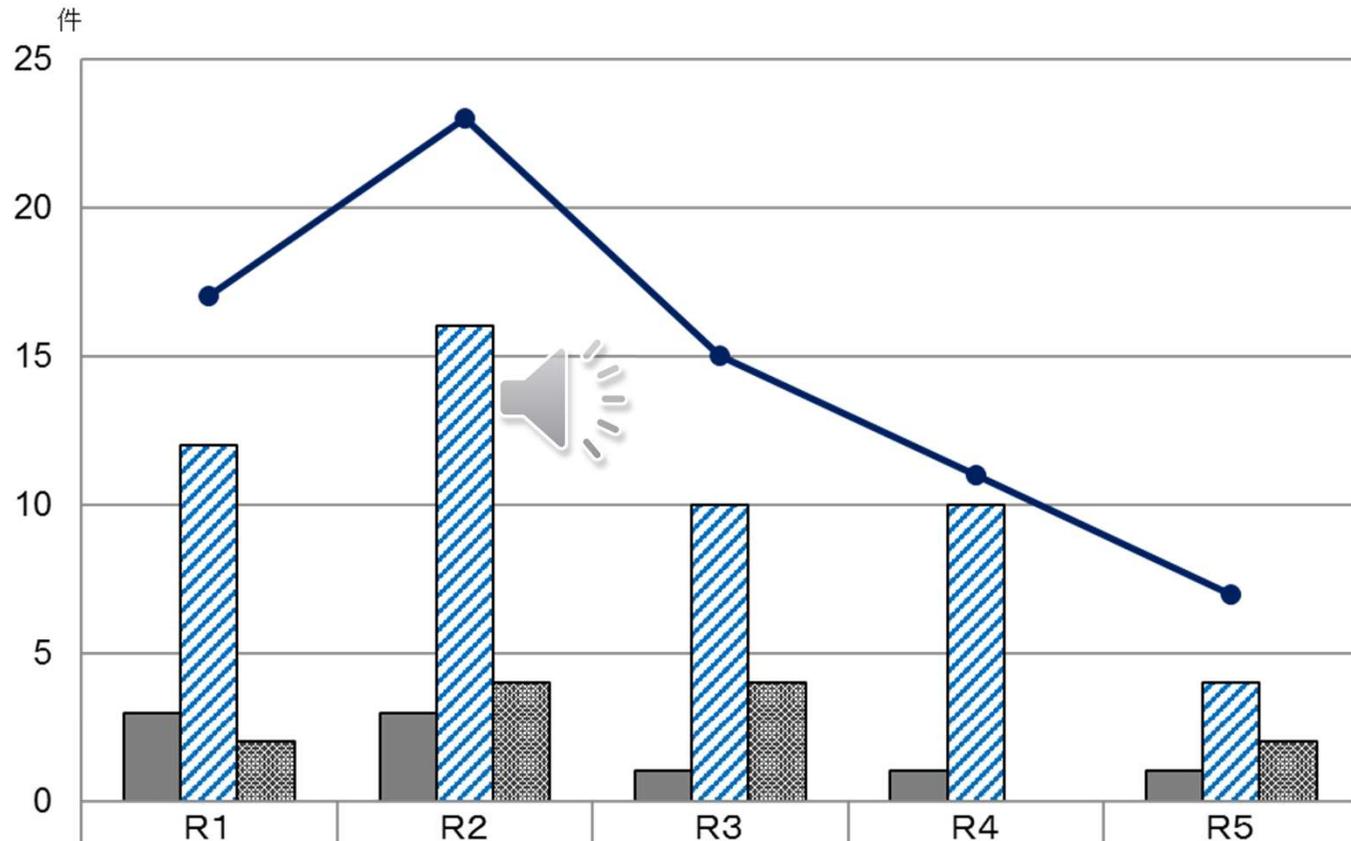


Q あなたの親類が結婚したいと思っている相手が同和地区の人で、そのことを理由に家族から結婚を反対されているとします。そのことについて相談を受けた場合、あなたはどのような態度をとると思いますか。



同和問題（部落差別）の現状

●市町村等から報告のあった差別事件



■ 同和地区の問い合わせ	3	3	1	1	1
▨ 差別発言	12	16	10	10	4
▩ 差別落書・手紙等	2	4	4	0	2
● (合計)	17	23	15	11	7

計
9
52
12
73

●インターネット上の差別書き込み

(主な事例)

インターネット掲示板等に

- 同和地区や同和関係者を誹謗中傷する書き込み
- 特定の地域が同和地区であると指摘する書き込み

など

部落差別の解消の推進に関する条例

● 部落差別の解消の推進に関する法律

平成28年12月施行

● 部落差別の解消の推進に関する条例

令和2年3月制定・施行
令和2年12月改正・施行
令和5年12月改正
令和6年4月施行

- 部落差別は基本的人権の侵害である
- 国、市町村、県民、事業者、関係機関等と連携を図りながら取り組む



教育及び啓発

- 研修会・講演会の開催
- 啓発資料の作成

相談体制の充実

- 部落差別に関する相談への対応
- 相談担当者の資質向上

部落差別への対応

- 部落差別を行わないよう指導
- 県の指導に従わない場合は勧告
- 身元調査や不動産調査により部落差別を行った県内事業者が勧告に従わない場合は、その旨及び当該勧告の内容を公表

実態の把握

- インターネット上の部落差別に関する書き込みの把握と削除要請
- 県民意識調査 など

■ 部落差別に関する相談への対応

● (公財) 和歌山県人権啓発センター

◇ 人権ホットライン【電話相談】

TEL:073-421-7830 (ナヤミゼロ)

◇ 法律相談【面接相談、オンライン相談】 (事前予約)

- ・ 奇数月:第2土曜日・第4木曜日
- ・ 偶数月:第2・第4木曜日

TEL:073-435-5420

FAX:073-435-5421



● 県人権政策課 ※各振興局総務県民課でも実施

TEL:073-441-2563

FAX:073-433-4540

■ 相談担当者の資質向上を図るための取組を実施

■ 県民・事業者・プロバイダの責務

【県民】

- 行政が実施する講演会や啓発活動等への参加

【事業者】

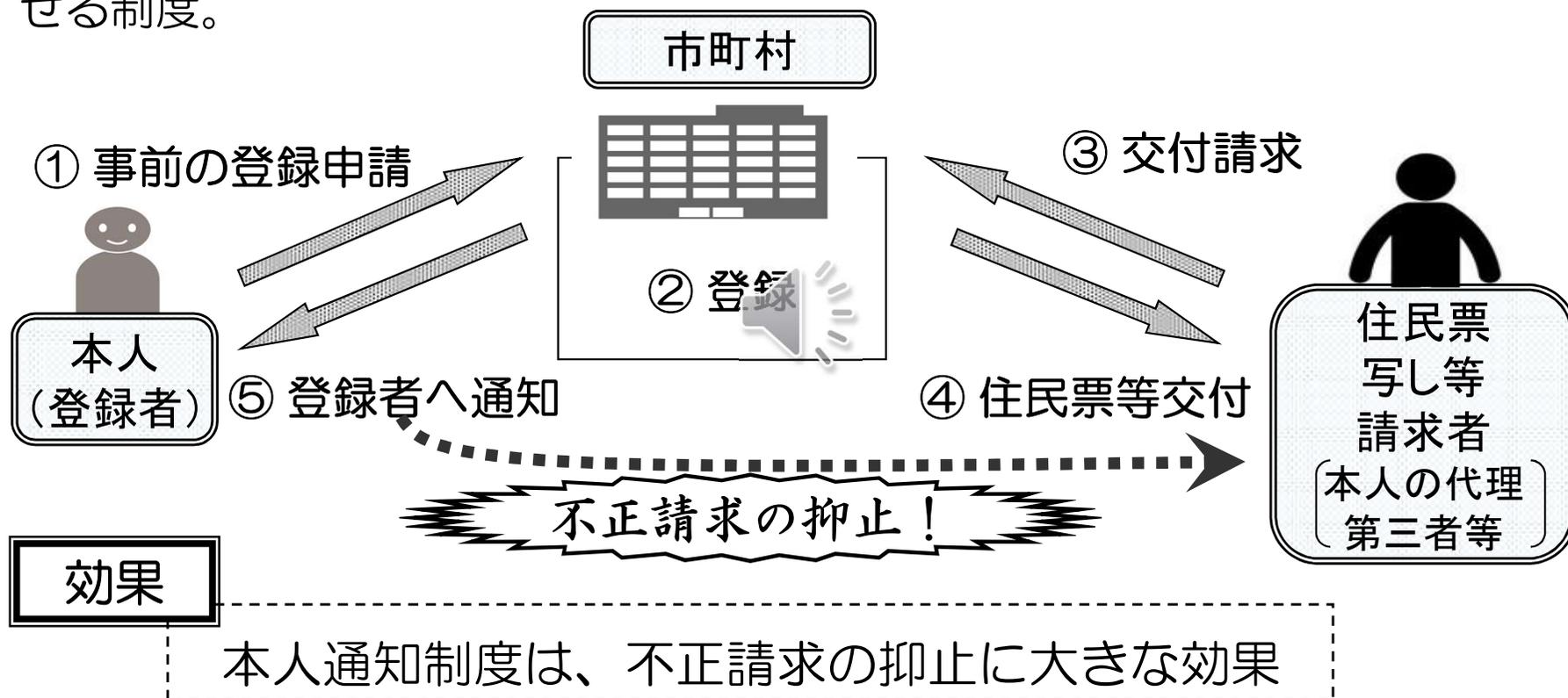
- 行政が実施する講演会や啓発活動等への参加
- 従業員の人権意識の高揚を図るための研修

【プロバイダ】

- 県等からの削除要請や自主的なパトロールによりプロバイダ自身が、投稿された情報により、部落差別が行われていることを確認した場合に、当該情報を削除すること など

●戸籍謄本等不正取得事件と登録型本人通知制度

本人以外の者（代理人、行政書士等の八士業、第三者）が住民票の写し等の交付を受けた場合に、通知を希望する本人に対して、交付した事実を知らせる制度。



皆さんも人権を守る観点から、積極的に登録をお願いします。

※登録に際しては、お住まいの市町村住民基本台帳担当課へお問い合わせください。

差別のない社会の実現に向けて

全ての人たちの人権が尊重され、あらゆる差別の解消を目指すためには、同和問題を正しく理解し、私たち一人ひとりが問題解決に取り組むことが必要です。